

財務書類作成の経緯

平成 18 年 6 月に施行した「簡素で効率的な政府を実現するための行財政改革推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の資産・債務改革の一つとして「新地方公会計制度の整備」が位置付けられました。

これにより、発生主義・複式簿記の考え方の導入を図り、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月総務省）で示された「基準モデル」または「総務省方式改定モデル」のどちらかを採用し、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースの 4 つの財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書）を平成 21 年度までに整備することが地方公共団体に求められ、本市では、平成 20 年度決算から総務省改定モデルによる財務書類を作成してきました。

その後、今後の新地方公会計の推進について検討が進む中、総務省が平成 27 年 1 月に公表した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、全ての地方公共団体において、平成 29 年までに統一的な基準による財務書類等を作成することとされました。

本市においては、平成 28 年度決算から「統一的な基準による財務書類」を作成し、公表していきます。

財務書類の体系

鹿沼市の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書（及びこれらに関連する事項についての附属明細書）としています。

1. 貸借対照表(BS)

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態(資産・負債・純資産の残高及び内訳)を明らかにすることを目的として作成します。

2. 行政コスト計算書(PL)

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

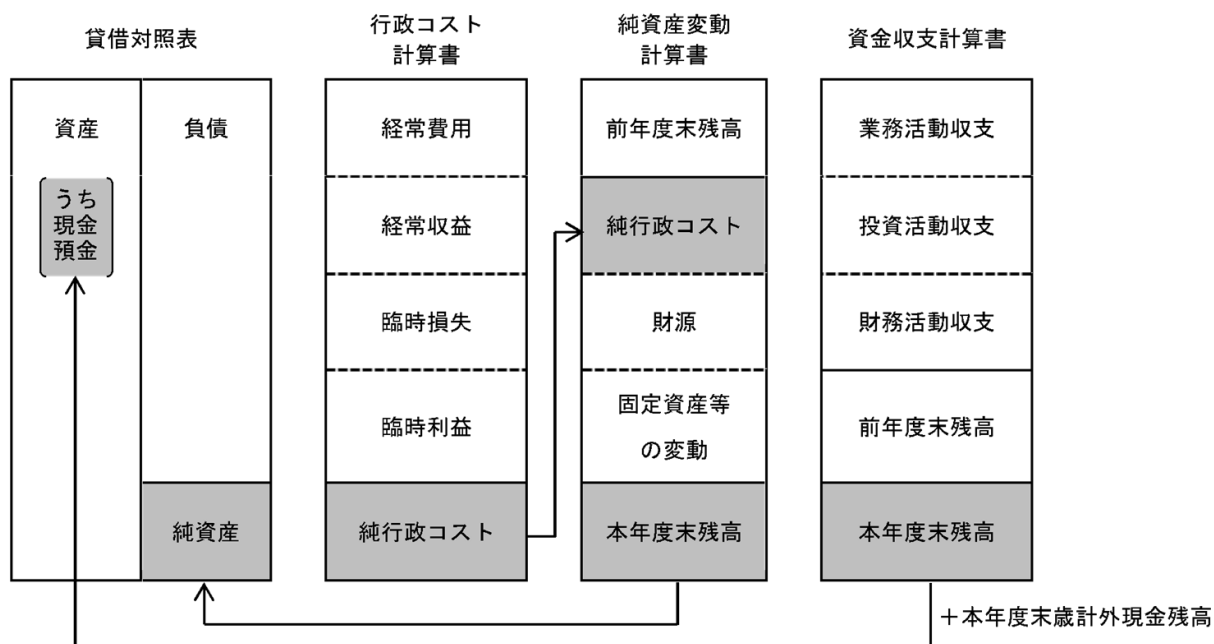
3. 純資産変動計算書(NW)

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動(その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高)を明らかにすることを目的として作成します。

4. 資金収支計算書(CF)

資金収支計算書は、地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

5. 財務書類の相互関係



対象とする会計の範囲

1. 鹿沼市の財務書類は、以下の会計単位で作成します。
 - (1) 一般会計
 - (2) 国民健康保険特別会計
 - (3) 公共下水道事業費特別会計
 - (4) 簡易水道事業費特別会計
 - (5) 公設地方卸売市場事業費特別会計
 - (6) 農業集落排水事業費特別会計
 - (7) 介護保険特別会計
 - (8) 後期高齢者医療特別会計
 - (9) 財産区管理会特別会計
 - (10) 水道事業会計

2. 一般会計とその他の会計全てを連結して、市全体の財務書類を作成します。
ただし、公共下水道事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計及び農業集落排水事業費特別会計については公営企業法適用移行中の事務負担等を考慮し、当年度は財務書類を作成しません。

3. 鹿沼市の連結対象団体は、以下の組合等としています。
 - (1) 栃木県市町村総合事務組合
 - (2) 栃木県後期高齢者医療広域連合
 - (3) 宇都宮西中核工業団地事務組合
 - (4) 社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会
 - (5) 公益財団法人 鹿沼市シルバー人材センター
 - (6) 公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団
 - (7) 有限会社 農業生産法人かぬま
 - (8) 公益財団法人 鹿沼市農業公社
 - (9) 公益財団法人 鹿沼市花木センター公社